

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-168154

(P2007-168154A)

(43) 公開日 平成19年7月5日(2007.7.5)

(51) Int.CI.	F 1	テーマコード (参考)
B 41 J 29/38 (2006.01)	B 41 J 29/38	Z 2 C O 6 1
H 04 N 1/00 (2006.01)	H 04 N 1/00	1 O 7 Z 5 B O 2 1
B 41 J 29/00 (2006.01)	B 41 J 29/00	Z 5 C O 6 2
G 06 F 3/12 (2006.01)	G 06 F 3/12	K

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2005-366000 (P2005-366000)	(71) 出願人	000006297 村田機械株式会社 京都府京都市南区吉祥院南落合町3番地
(22) 出願日	平成17年12月20日 (2005.12.20)	(74) 代理人	100080182 弁理士 渡辺 三彦
		(72) 発明者	官崎 仁一 京都市伏見区竹田向代町136番地 村田 機械株式会社内
		F ターム (参考)	2C061 AP01 AP07 CL10 HK11 HN15 HQ12 5B021 AA01 5C062 AA29 AB17 AB22 AB38 AB42 AC02 AC04 AC22 AC24 AC58 BA00

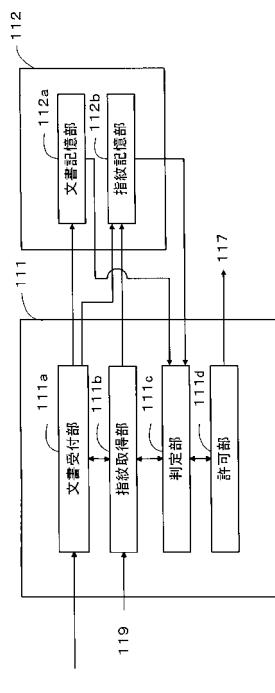
(54) 【発明の名称】画像形成装置、クライアント端末装置、及び、画像処理システム

(57) 【要約】

【課題】利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保可能なプリンタを実現する。

【解決手段】ネットワークプリンタ1のCPU111は、クライアント端末装置2から、指紋情報が付与された文書情報である第1形式の文書情報を受け付ける文書受付部111aと、文書受付部111aによって第1形式の文書情報が受け付けられた場合に、外部から指紋情報を取得する指紋取得部111bと、文書受付部111aによって受け付けられた指紋情報と、指紋取得部111bによって取得された指紋情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かを判定する判定部111cと、判定部111cによって同一の個体を示す情報であると判定された場合に、文書受付部111aによって受け付けられた第1形式の文書情報のプリント処理を許可する許可部111dとを備えている。

【選択図】図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

クライアント端末装置と通信可能に接続され、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置であって、

前記クライアント端末装置から、個体認証情報が付与された文書情報である第1形式の文書情報を受け付ける文書受付手段と、

外部から個体認証情報を取得する認証取得手段と、

前記文書受付手段によって受け付けられた個体認証情報と、前記認証取得手段によって取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段によって2つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、前記文書受付手段によって受け付けられた第1形式の文書情報のプリント処理を許可する許可手段とを備えることを特徴とする画像形成装置。

【請求項 2】

前記個体認証情報は、指紋情報であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項 3】

前記文書受付手段は、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報を受け付け、

前記許可手段は、前記文書受付手段によって受け付けられた第2形式の文書情報のプリント処理を許可することを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項 4】

プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置と通信可能に接続されたクライアント端末装置であって、

個体認証情報を格納する認証記憶手段と、

所定の文書情報に、前記認証記憶手段から読み出した個体認証情報を付与して第1形式の文書情報を生成する文書生成手段と、

前記文書生成手段によって生成された第1形式の文書情報をプリント処理するべく前記画像形成装置へ送信する文書送信手段とを備えることを特徴とするクライアント端末装置。

【請求項 5】

外部から個体認証情報を取得して、前記認証記憶手段に格納する認証取得手段を備え、

前記認証取得手段は、前記画像形成装置のドライバをインストールする際に、個体認証情報を取得することを特徴とする請求項4に記載のクライアント端末装置。

【請求項 6】

前記文書生成手段は、前記個体認証情報を、前記文書情報と同一の様式に変換して前記文書情報に付与することを特徴とする請求項4又は5に記載のクライアント端末装置。

【請求項 7】

前記同一の様式は、PDL (Page Description Language) であることを特徴とする請求項6に記載のクライアント端末装置。

【請求項 8】

前記文書生成手段は、前記個体認証情報を、前記文書情報の前のページに付与することを特徴とする請求項7に記載のクライアント端末装置。

【請求項 9】

前記文書生成手段は、前記文書情報と前記個体認証情報を判別可能とするPJL (Print Job Language) コマンドを付与することを特徴とする請求項7又は8に記載のクライアント端末装置。

【請求項 10】

外部からの操作入力を受け付けるクライアント端末装置と、このクライアント端末装置と通信可能に接続され、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置とを有する画

像処理システムであって、

前記クライアント端末装置は、

個体認証情報を格納する認証記憶手段と、

所定の文書情報に、前記認証記憶手段から読み出した個体認証情報を付与して第1形式の文書情報を生成する文書生成手段と、

前記文書生成手段によって生成された第1形式の文書情報をプリント処理するべく前記画像形成装置へ送信する文書送信手段とを備え、

前記画像形成装置は、

前記クライアント端末装置から、前記第1形式の文書情報を受け付ける文書受付手段と

、
外部から個体認証情報を取得する認証取得手段と、

前記文書受付手段によって受け付けられた個体認証情報と、前記認証取得手段によって取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かを判定する判定手段と

、
前記判定手段によって2つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、前記文書受付手段によって受け付けられた第1形式の文書情報のプリント処理を許可する許可手段とを備えることを特徴とする画像処理システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置、クライアント端末装置及び画像処理システムに関するものであり、より詳しくは、個体認証情報を用いてプリント処理におけるセキュリティを確保する画像形成装置、クライアント端末装置及び画像処理システムに関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、パーソナルコンピュータ等のクライアント端末装置にLAN(Local Area Network)等を介して通信可能に接続されたプリンタ(いわゆる、ネットワークプリンタ)では、例えば、クライアント端末装置においてアプリケーションソフトウェアを介して作成された文書情報がプリントデータとして受信されて印刷される。ところが、プリントデータをプリンタへ送信したクライアント端末装置のユーザがプリンタから排出されたプリント済みの記録紙を取りに行くまでの間、プリントされた情報は誰もが容易に視認し、また持ち去ることも可能な状態に放置される。従って、企業、役所等において機密性が高い書類のセキュリティを確保できないという問題があった。

【0003】

このような問題を解消するべく、いわゆる「親展印刷モード」という機能を有するプリンタ及びプリントシステム(特許文献1参照)が提案されている。この特許文献1に開示された発明においては、プリンタが受け取ったプリントデータに認証情報(例えばユーザID及びパスワード)が含まれている場合には、プリンタが親展印刷モードで印刷すべき書類であると判断する。この場合、プリンタはプリントデータを受信しても直ちに印刷することはせず、受信したプリントデータに含まれている認証情報が入力されたときに、入力された認証情報に対応するプリントデータに含まれている文書情報のプリントを実行する。

【0004】

このようなプリンタを用いる場合、ユーザはプリンタへプリントデータを送信した後、プリンタの直近へ移動して、例えばプリンタの操作部の操作により認証情報を入力することによって、プリンタに印刷開始命令を与えれば、プリンタへ送信しておいたプリントデータに含まれる文書情報をその時点で印刷させることができる。したがって、ユーザはプリント済みの書類を他人に見られないようにしてプリント処理を実行させることができるとなるため、セキュリティの確保が可能となる。

【特許文献 1】特開平 5 - 143253 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、パスワード等をプリンタに入力することが煩雑である場合があり、また、パスワード等が漏洩することによりセキュリティの確保が困難となる場合もある。更に、ユーザがパスワードを忘れてしまった場合には、プリンタへ送信しておいたプリントデータに含まれる文書情報をプリントできない場合もあり、利便性が充分であるとは言えなかつた。

【0006】

本発明は、かかる課題に鑑みてなされたものであり、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能なプリンタ等の画像形成装置、クライアント端末装置及び画像処理システムを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するために、請求項 1 記載の画像形成装置は、クライアント端末装置と通信可能に接続され、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置であって、前記クライアント端末装置から、個体認証情報が付与された文書情報である第 1 形式の文書情報を受け付ける文書受付手段と、外部から個体認証情報を取得する認証取得手段と、前記文書受付手段によって受け付けられた個体認証情報と、前記認証取得手段によって取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かを判定する判定手段と、前記判定手段によって 2 つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、前記文書受付手段によって受け付けられた第 1 形式の文書情報のプリント処理を許可する許可手段とを備えることを特徴としている。

【0008】

この構成によれば、文書受付手段によって、通信可能に接続されたクライアント端末装置から、個体認証情報が付与された文書情報である第 1 形式の文書情報が受け付けられる。そして、認証取得手段によって、外部から個体認証情報が取得される。更に、判定手段によって、文書受付手段により受け付けられた個体認証情報と、認証取得手段により取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かが判定される。そして、許可手段によって、判定手段により 2 つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、文書受付手段により受け付けられた第 1 形式の文書情報のプリント処理が許可される。

【0009】

従って、クライアント端末装置から受け付けられ文書情報に付与された個体認証情報と、外部から取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であると判定された場合に、クライアント端末装置から受け付けられた文書情報のプリント処理が許可されるため、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能となる。

【0010】

請求項 2 記載の画像形成装置は、請求項 1 記載の画像形成装置において、前記個体認証情報が、指紋情報であることを特徴としている。

【0011】

この構成によれば、個体認証情報が指紋情報であるため、認証取得手段によって個体認証情報が簡単に且つ短時間で取得されると共に、判定手段による判定が容易に且つ短時間で行われる。従って、認証取得手段及び判定手段が簡単な構成で実現される。

【0012】

請求項 3 記載の画像形成装置は、請求項 1 又は 2 に記載の画像形成装置において、前記文書受付手段が、個体認証情報が付与されていない文書情報である第 2 形式の文書情報を受け付け、前記許可手段が、前記文書受付手段によって受け付けられた第 2 形式の文書情報のプリント処理を許可することを特徴としている。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 3 】

この構成によれば、文書受付手段によって、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報が受け付けられ、許可手段によって、文書受付手段により受け付けられた第2形式の文書情報のプリント処理が許可される。

【 0 0 1 4 】

従って、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報が受け付けられ、プリント処理が許可されるため、個体認証情報を付与された文書情報である第1形式の文書情報に加えて、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報をプリント処理することが可能となる。

【 0 0 1 5 】

請求項4記載のクライアント端末装置は、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置と通信可能に接続されたクライアント端末装置であって、個体認証情報を格納する認証記憶手段と、所定の文書情報に、前記認証記憶手段から読み出した個体認証情報を付与して第1形式の文書情報を生成する文書生成手段と、前記文書生成手段によって生成された第1形式の文書情報をプリント処理するべく前記画像形成装置へ送信する文書送信手段とを備えることを特徴としている。

【 0 0 1 6 】

この構成によれば、認証記憶手段に、個体認証情報が格納されており、文書生成手段によって、所定の文書情報に、認証記憶手段から読み出した個体認証情報が付与されて第1形式の文書情報が生成される。そして、文書送信手段によって、文書生成手段により生成された第1形式の文書情報をプリント処理するべく画像形成装置へ送信される。

【 0 0 1 7 】

そこで、文書情報に個体認証情報が付与された第1形式の文書情報が画像形成装置へ送信されるため、画像形成装置で個体認証をすることにより、文書情報のプリント処理を許可するか否かの判定が可能となる。従って、文書情報のプリント処理において、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能となる。

【 0 0 1 8 】

請求項5記載のクライアント端末装置は、請求項4に記載のクライアント端末装置において、外部から個体認証情報を取得して、前記認証記憶手段に格納する認証取得手段を備え、前記認証取得手段が、前記画像形成装置のドライバをインストールする際に、個体認証情報を取得することを特徴としている。

【 0 0 1 9 】

この構成によれば、認証取得手段によって、画像形成装置のドライバをインストールする際に、外部から個体認証情報が取得されて、認証記憶手段に格納されるため、個体認証情報を確実に取得することが可能となる。

【 0 0 2 0 】

請求項6記載のクライアント端末装置は、請求項4又は5に記載のクライアント端末装置において、前記文書生成手段が、前記個体認証情報を、前記文書情報と同一の様式に変換して前記文書情報に付与することを特徴としている。

【 0 0 2 1 】

この構成によれば、文書生成手段によって、個体認証情報が、文書情報と同一の様式に変換して文書情報に付与されるため、画像形成装置側の処理が簡略化される。

【 0 0 2 2 】

請求項7記載のクライアント端末装置は、請求項6に記載のクライアント端末装置において、前記同一の様式が、PDL (Page Description Language) であることを特徴としている。

【 0 0 2 3 】

この構成によれば、個体認証情報及び文書情報の様式が、PDLであるため、画像形成装置側の処理が更に簡略化される。

【 0 0 2 4 】

10

20

30

40

50

請求項 8 記載のクライアント端末装置は、請求項 7 に記載のクライアント端末装置において、前記文書生成手段が、前記個体認証情報を、前記文書情報の前のページに付与することを特徴としている。

【 0 0 2 5 】

この構成によれば、文書生成手段によって、個体認証情報が文書情報の前のページに付与されるため、画像形成装置側での個体認証情報の判定処理が速やかに行われると共に、個体認証情報が付与された文書であるか否かの識別処理（第 1 形式の文書情報であるか第 2 形式の文書情報であるかの識別処理）が、速やかに行われる。

【 0 0 2 6 】

請求項 9 記載のクライアント端末装置は、請求項 8 に記載のクライアント端末装置において、前記文書生成手段が、前記文書情報と前記個体認証情報を判別可能とする P J L (Print Job Language) コマンドを付与することを特徴としている。

【 0 0 2 7 】

この構成によれば、文書生成手段によって、文書情報と個体認証情報を判別可能とする P J L コマンドが付与されるため、画像形成装置側では P J L コマンドに基づいて文書情報と個体認証情報を容易に判別することが可能となる。

【 0 0 2 8 】

請求項 10 記載の画像処理システムは、外部からの操作入力を受け付けるクライアント端末装置と、このクライアント端末装置と通信可能に接続され、プリント処理を実行可能に構成された画像形成装置とを有する画像処理システムであって、前記クライアント端末装置が、個体認証情報を格納する認証記憶手段と、所定の文書情報に、前記認証記憶手段から読み出した個体認証情報を付与して第 1 形式の文書情報を生成する文書生成手段と、前記文書生成手段によって生成された第 1 形式の文書情報をプリント処理するべく前記画像形成装置へ送信する文書送信手段とを備え、前記画像形成装置が、前記クライアント端末装置から、前記第 1 形式の文書情報を受け付ける文書受付手段と、外部から個体認証情報を取得する認証取得手段と、前記文書受付手段によって受け付けられた個体認証情報と、前記認証取得手段によって取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かを判定する判定手段と、前記判定手段によって 2 つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、前記文書受付手段によって受け付けられた第 1 形式の文書情報のプリント処理を許可する許可手段とを備えることを特徴としている。

【 0 0 2 9 】

この構成によれば、クライアント端末装置において、認証記憶手段に、個体認証情報を格納されており、文書生成手段によって、所定の文書情報に、認証記憶手段から読み出した個体認証情報を付与されて第 1 形式の文書情報が生成される。そして、文書送信手段によって、文書生成手段により生成された第 1 形式の文書情報がプリント処理するべく画像形成装置へ送信される。

【 0 0 3 0 】

また、画像形成装置において、文書受付手段によって、クライアント端末装置から、個体認証情報を付与された文書情報である第 1 形式の文書情報が受け付けられる。そして、認証取得手段によって、外部から個体認証情報を取得され、判定手段によって、文書受付手段により受け付けられた個体認証情報と、認証取得手段により取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であるか否かが判定される。更に、許可手段によって、判定手段により 2 つの個体認証情報が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、文書受付手段により受け付けられた第 1 形式の文書情報のプリント処理が許可される。

【 0 0 3 1 】

従って、画像形成装置において、クライアント端末装置から受け付けられ文書情報に付与された個体認証情報と、外部から取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であると判定された場合に、クライアント端末装置から受け付けられた文書情報のプリント処理が許可されるため、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能となる。

【発明の効果】

10

20

30

40

50

【 0 0 3 2 】

請求項 1 に記載の画像形成装置によれば、クライアント端末装置から受け付けられ文書情報に付与された個体認証情報と、外部から取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であると判定された場合に、クライアント端末装置から受け付けられた文書情報のプリント処理が許可されるため、利便性を良好としつつ、セキュリティを確保することができる。

【 0 0 3 3 】

請求項 2 に記載の画像形成装置によれば、個体認証情報が指紋情報であるため、認証取得手段によって個体認証情報が簡単に且つ短時間で取得されると共に、判定手段による判定が容易に且つ短時間で行われるので、認証取得手段及び判定手段を簡単な構成で実現できる。10

【 0 0 3 4 】

請求項 3 に記載の画像形成装置によれば、個体認証情報が付与されていない文書情報である第 2 形式の文書情報が受け付けられ、プリント処理が許可されるため、個体認証情報が付与された文書情報である第 1 形式の文書情報に加えて、個体認証情報が付与されていない文書情報である第 2 形式の文書情報をプリント処理することができる。

【 0 0 3 5 】

請求項 4 に記載のクライアント端末装置によれば、文書情報に個体認証情報が付与された第 1 形式の文書情報が画像形成装置へ送信されるため、画像形成装置で個体認証をすることにより、文書情報のプリント処理を許可するか否かの判定が可能となるので、文書情報のプリント処理において、利便性を良好とし、且つ、セキュリティを確保することができる。20

【 0 0 3 6 】

請求項 5 に記載のクライアント端末装置によれば、画像形成装置のドライバをインストールする際に、外部から個体認証情報が取得されて、認証記憶手段に格納されるため、個体認証情報を確実に取得することができる。

【 0 0 3 7 】

請求項 6 に記載のクライアント端末装置によれば、個体認証情報が、文書情報と同一の様式に変換して文書情報に付与されるため、画像形成装置側の処理を簡略化することができる。30

【 0 0 3 8 】

請求項 7 に記載のクライアント端末装置によれば、個体認証情報及び文書情報の様式が、P D L であるため、画像形成装置側の処理を更に簡略化することができる。

【 0 0 3 9 】

請求項 8 に記載のクライアント端末装置によれば、文書生成手段によって、個体認証情報が文書情報の前のページに付与されるため、画像形成装置側での個体認証情報の判定処理を速やかに行うことができると共に、個体認証情報が付与された文書であるか否かの識別処理（第 1 形式の文書情報であるか第 2 形式の文書情報であるかの識別処理）を、速やかに行うことができる。

【 0 0 4 0 】

請求項 9 に記載のクライアント端末装置によれば、文書情報と個体認証情報とを判別可能とする P J L コマンドが付与されるため、画像形成装置側では P J L コマンドに基づいて文書情報と個体認証情報とを容易に判別することができる。40

【 0 0 4 1 】

請求項 10 に記載の画像処理システムによれば、画像形成装置において、クライアント端末装置から受け付けられ文書情報に付与された個体認証情報と、外部から取得された個体認証情報とが、同一の個体を示す情報であると判定された場合に、クライアント端末装置から受け付けられた文書情報のプリント処理が許可されるため、利便性を良好としつつ、セキュリティを確保することができる。

【 発明を実施するための最良の形態】

10

20

30

40

50

【0042】

以下、本発明に係る画像処理システムについて図面に基づき説明する。図1は、本発明に係る画像処理システムの一例を示す構成図である。すなわち、画像処理システムは、ネットワークプリンタ1(本発明に係る画像形成装置の実施形態の一例)とクライアント端末装置2とを備えている。画像形成装置としては、画像データをクライアント端末装置2から受信すると共に、受信した画像データをプリントするプリント機能を有するネットワークプリンタを例に挙げて説明するが、これ以外のファクシミリ送信処理及びインターネットファクシミリ送信処理の少なくとも1の処理を実行可能に構成された複合機であっても本発明を適用することは可能である。

【0043】

ネットワークプリンタ1は、CPU(中央処理装置)111、RAM(Random Access Memory)112、ROM(Read Only Memory)113、画像メモリ114、コーデック(CODEC:Coder and Decode r)115、読取部116、記録部117、操作部118、指紋読取部119、表示部120、及び、LANインターフェース121を備えたものであって、各部111~121は、バス122を介して通信可能に接続されている。

【0044】

CPU111は、ROM113に格納された制御プログラムに従って、このネットワークプリンタ1を構成する各部112~121を制御する制御手段として機能する。RAM112は、CPU111のワークエリア等として機能する。ROM113は、前記制御プログラムを格納するものである。画像メモリ114は、受信した画像データ、読取部116で読み取った画像データ等を蓄積するものである。

【0045】

コーデック115は、画像データの符号化及び復号を行うものである。すなわち、読取部116により読み取った原稿の画像データを送信のためにMH、MR方式等により符号化し、外部から受信した画像データを復号するものである。

【0046】

読取部116は、原稿の画像データを読み取るものであり、例えば、CCDカラーライセンサ、A/Dコンバータ、画像処理回路等で構成されている。記録部117は、受信した画像データ等を記録紙上に画像形成処理(プリント処理)を行うものである。例えば電子写真方式のものが適用される。操作部118は、ユーザが情報を入力する入力キー、タッチパネル等から構成され、ユーザによる各種の入力操作は、この操作部118を介して行われる。なお、記録部117は、図3を用いて後述する許可部111dによってプリント処理が許可された文書情報に限って、プリント処理を実行するものである。

【0047】

指紋読取部119は、例えば、CCDカメラ等からなる撮像手段を備え、CCDカメラを介してユーザの指紋を撮像することにより生成された指紋情報(=指紋の画像データ)から個人認証に必要な特徴点データを抽出するものである。表示部120は、例えば操作部118に並設されたLCD(Liquid Crystal Display)等からなり、各種の画面情報を表示する表示手段として機能する。LANインターフェース121は、ネットワークプリンタ1とLAN(Local Area Network)21とを通信可能に接続するものである。LAN21には、例えば、ユーザからの操作入力を受け付けるクライアント端末装置2が接続される。

【0048】

クライアント端末装置2は、例えば、パーソナルコンピュータ等からなり、マウス、キーボード等を介してユーザからの操作入力を受け付けて、LAN21を介してネットワークプリンタ1への操作入力を伝送すると共に、ネットワークプリンタ1からLAN21を介して画像データ等の種々の情報を受信して、モニタに表示するものである。

【0049】

上記した構成を備えるネットワークプリンタ1は、LAN21を介してクライアント端

末装置 2 から画像データを受信すると共に、受信した画像データを、記録部 117 を介して記録紙上にプリントするものである。

【0050】

図 2 は、本発明に係るクライアント端末装置 2 の一例を示す構成図である。すなわち、クライアント端末装置 2 は、CPU(中央処理装置) 211、RAM(Random Access Memory) 212、ROM(Read Only Memory) 213、操作部 214、指紋読取部 215、表示部 216、及び、LANインターフェース 217 を備えたものであって、各部 211～217 は、バス 218 を介して通信可能に接続されている。

【0051】

CPU 211 は、ROM 213 に格納された制御プログラムに従って、このクライアント端末装置 2 を構成する各部 212～217 を制御する制御手段として機能する。RAM 212 は、CPU 211 のワークエリア等として機能する。ROM 213 は、前記制御プログラムを格納するものである。

【0052】

操作部 214 は、ユーザが情報を入力するマウス、キーボード等から構成され、ユーザによる各種の入力操作は、この操作部 214 を介して行われる。指紋読取部 215 は、例えば CCD カメラ等からなる撮像手段を備え、CCD カメラを介してユーザの指紋を撮像することにより生成された指紋情報(指紋画像データ)から個人認証に必要な特徴点データを抽出するものである。表示部 216 は、例えば LCD 等からなり、各種の画面情報を表示するものである。LANインターフェース 217 は、クライアント端末装置 2 と LAN 21 とを通信可能に接続するものである。

【0053】

図 3 は、本発明に係るネットワークプリンタ 1 の主要部の一例を示す機能構成図である。ネットワークプリンタ 1 の CPU 111 は、機能的に、文書受付部 111a(文書受付手段に相当する)と、指紋取得部 111b(認証取得手段に相当する)と、判定部 111c(判定手段に相当する)と、許可部 111d(許可手段に相当する)とを備えている。また、ネットワークプリンタ 1 の RAM 112 は、機能的に、文書記憶部 112a と、指紋記憶部 112b とを備えている。

【0054】

ここでは、CPU 111 が、ROM 113 等に予め格納された制御プログラムを読み出して実行することにより、文書受付部 111a、指紋取得部 111b、判定部 111c、及び、許可部 111d を含む機能部として機能すると共に、RAM 112 を、文書記憶部 112a、及び、指紋記憶部 112b を含む機能部として機能させるものである。

【0055】

次に、ネットワークプリンタ 1 の各機能部について説明する。文書受付部 111a は、クライアント端末装置 2 から、個体認証情報(ここでは、指紋情報)が付与された文書情報である第 1 形式の文書情報を受け付けると共に、個体認証情報が付与されていない文書情報である第 2 形式の文書情報を受け付けるものである。また、文書受付部 111a は、クライアント端末装置 2 から受け付けた第 1 形式の文書情報及び第 2 形式の文書情報を文書記憶部 112a に格納するものである。

【0056】

指紋取得部 111b は、文書受付部 111a によって第 1 形式の文書情報が受け付けられた場合に、図 1 に示す指紋読取部 119 を介して、外部から個体認証情報(ここでは、指紋情報)を取得し、取得した指紋情報を指紋記憶部 112b に格納するものである。より具体的には、指紋取得部 111b は、まず、指紋読取部 119 に配設された CCD カメラの撮像範囲内にユーザの指(通常、人差し指)が載置されたことを検出し、次に、その指を撮像して画像データを取得し、そして、その画像データから指紋情報(=特徴点データ)を抽出するものである。

【0057】

10

20

30

40

50

判定部 111c は、文書受付部 111a によって受け付けられた指紋情報と、指紋取得部 111b によって取得された指紋情報とが、同一の個体（＝ユーザ）を示す情報であるか否かを判定するものである。すなわち、判定部 111c は、第 1 形式の文書情報に含まれる指紋情報と指紋取得部 111b により取得された指紋情報との指紋認証処理を行うことにより、いわゆる個体認証処理を行うものである。

【0058】

許可部 111d は、判定部 111c によって 2 つの指紋情報（第 1 形式の文書情報に含まれる指紋情報、及び、指紋取得部 111b により取得された指紋情報）が同一の個体を示す情報であると判定された場合に、文書受付部 111a によって受け付けられた第 1 形式の文書情報のプリント処理を許可すると共に、同一の個体を示す情報ではないと判定された場合に、表示部 120 の LCD にエラーメッセージを表示するものである。また、許可部 111d は、文書受付部 111a によって受け付けられた第 2 形式の文書情報のプリント処理を許可するものである。換言すれば、許可部 111d は、文書受付部 111a によって第 1 形式の文書情報が受け付けられた場合には、判定部 111c によって個体認証が成立した場合に限ってプリント処理を許可し、文書受付部 111a によって第 2 形式の文書情報が受け付けられた場合には、無条件にプリント処理を許可するものである。なお、図 1 に示す記録部 117 は、許可部 111d によって、プリント処理が許可された文書情報に限って、プリント処理を実行するものである。

【0059】

文書記憶部 112a は、文書受付部 111a によって受け付けられた第 1 形式の文書情報及び第 2 形式の文書情報を格納するものである。指紋記憶部 112b は、指紋取得部 111b によって取得された指紋情報を格納するものである。

【0060】

図 4 は、本発明に係るクライアント端末装置 2 の主要部の一例を示す機能構成図である。クライアント端末装置 2 の CPU 211 は、機能的に、指紋取得部 211a（認証取得手段に相当する）と、文書生成部 211b（文書生成手段に相当する）と、文書送信部 211c（文書送信手段に相当する）とを備えている。また、クライアント端末装置 2 の RAM 212 は、機能的に、指紋記憶部 212a（認証記憶手段に相当する）を備えている。

【0061】

ここでは、CPU 211 が、ROM 213 等に予め格納された制御プログラムを読み出して実行することにより、指紋取得部 211a、文書生成部 211b、及び、文書送信部 211c を含む機能部として機能すると共に、RAM 212 を、指紋記憶部 212a を含む機能部として機能させるものである。

【0062】

次に、クライアント端末装置 2 の各機能部について説明する。指紋取得部 211a は、図 2 に示す指紋読取部 215 を介して、ネットワークプリンタ 1 のドライバをインストールする際に、外部から個体認証情報（ここでは、指紋情報）を取得し、指紋記憶部 212a に格納するものである。より具体的には、指紋取得部 211a は、まず、指紋読取部 215 に配設された CCD カメラの撮像範囲内にユーザの指（通常、人差し指）が載置されたことを検出し、次に、その指を撮像して画像データを取得し、そして、その画像データから指紋情報（＝特徴点データ）を抽出するものである。

【0063】

文書生成部 211b は、所定の文書情報に、指紋記憶部 212a から読み出した指紋情報を付与して第 1 形式の文書情報を生成するものである。また、文書生成部 211b は、指紋情報を付与しない第 2 形式の文書情報をも生成するものである。ここで、所定の文書情報は、例えば、クライアント端末装置 2 にインストールされているワープロソフトを介して、クライアント端末装置 2 で生成されたものでも良いし、LAN 21（又は、図略のインターネット）を介して他の端末装置（又は、サーバ装置）から取得されたものでもよい。

10

20

30

40

50

【0064】

また、文書生成部211bは、指紋情報を、文書情報と同一の様式（ここでは、PDL（Page Description Language））に変換して、PDLに変換された指紋情報を文書情報の前のページに付与して、第1形式の文書情報を生成するものである。更に、文書生成部211bは、文書情報と指紋情報を判別可能とするPJL（Print Job Language）コマンドを付与して、第1形式の文書情報を生成するものである。

【0065】

文書送信部211cは、文書生成部211bによって生成された第1形式の文書情報、及び、第2形式の文書情報をプリント処理するべく、ネットワークプリンタ1へLAN21を介して送信するものである。また、指紋記憶部212aは、指紋取得部211aによって取得された指紋情報を格納するものである。

10

【0066】

図5は、クライアント端末装置2の動作の一例を説明するフローチャートである。なお、便宜上、予め指紋取得部211aによって指紋記憶部212aに指紋情報が格納されているものとする。まず、文書生成部211bによって、指紋情報を付与するか否か（第1形式の文書情報を生成するか否か）の判定が行われる（S101）。指紋情報を付与しないと判定された場合（S101でNO）には、文書生成部211bによって、文書情報が取得（または生成）され（S109）、第2形式の文書情報が生成され（S111）、処理がステップS113に進められる。

20

【0067】

指紋情報を付与すると判定された場合（S101でYES）には、文書生成部211bによって、文書情報が取得（または生成）され（S103）、文書生成部211bによって、指紋記憶部212aから指紋情報が読み出される（S105）。そして、文書生成部211bによって、ステップS103で取得（又は生成）された文書情報に、ステップS105で読み出された指紋情報が付与されて第1形式の文書情報が生成される（S107）。ステップS107の処理、又は、ステップS111の処理が終了した場合には、文書送信部211cによって、生成された第1形式の文書情報（又は第2形式の文書情報）が、ネットワークプリンタ1へ送信され（S113）、処理が終了される。

30

【0068】

図6は、ネットワークプリンタ1の動作の一例を説明するフローチャートである。まず、文書受付部111aによって、クライアント端末装置2から文書情報が受け付けられたか否かの判定が行われる（S201）。文書情報が受け付けられていないと判定された場合（S201でNO）には、処理が待機状態とされる。文書情報が受け付けられたと判定された場合（S201でYES）には、判定部111cによって、文書受付部111aによって受け付けられた文書情報が、第1形式の文書情報であるか否かの判定が行われる（S203）。第1形式の文書情報ではない（すなわち、第2形式の文書情報である）と判定された場合（S203でNO）には、処理がステップS211に進められる。

【0069】

判定部111cによって、第1形式の文書情報であると判定された場合（S203でYES）には、判定部111cによって、受け付けられた第1形式の文書情報の中から、指紋情報と文書情報とが判別されて、指紋情報が抽出され（S205）、指紋取得部111bによって、指紋読取部119を介して指紋情報が取得される（S207）。そして、判定部111cによって、ステップS205で抽出された指紋情報と、ステップS207で取得された指紋情報とが同一の個体の指紋情報であるか否か（ここでは、簡単のため、「一致するか否か」と表記する）の判定が行われる（S209）。

40

【0070】

一致すると判定された場合（S209でYES）、又は、ステップS203でNOの場合には、許可部111dによって、文書情報のプリントが許可され（S211）、処理が終了される。一致しないと判定された場合（S209でNO）には、許可部111dによ

50

って、例えば、「個人認証が成立しません！」等のエラーメッセージが表示部120のLCDに表示され(S213)、処理が終了される。

【0071】

このようにして、ネットワークプリンタ1において、クライアント端末装置2から受け付けられ文書情報に付与された指紋情報と、外部から取得された指紋情報とが、同一の個体を示す情報であると判定された場合に、クライアント端末装置2から受け付けられた文書情報のプリント処理が許可されるため、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能となる。

【0072】

また、個体認証情報が指紋情報であるため、指紋取得部111bによって個体認証情報が簡単に且つ短時間で取得されると共に、判定部111cによる判定が容易に且つ短時間で行われる。従って、指紋取得部111b及び判定部111cが簡単な構成で実現される。

【0073】

更に、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報が受け付けられ、プリント処理が許可されるため、個体認証情報が付与された文書情報である第1形式の文書情報に加えて、個体認証情報が付与されていない文書情報である第2形式の文書情報をプリント処理することが可能となる。

【0074】

加えて、文書情報に個体認証情報が付与された第1形式の文書情報がネットワークプリンタ1へ送信されるため、ネットワークプリンタ1で個体認証（ここでは、指紋認証）をすることにより、文書情報のプリント処理を許可するか否かの判定が可能となる。従って、文書情報のプリント処理において、利便性が良好で、且つ、セキュリティの確保が可能となる。

【0075】

また、ネットワークプリンタ1のドライバをインストールする際に、外部から個体認証情報（ここでは、指紋情報）が取得されて、指紋記憶部212aに格納されるため、指紋情報を確実に取得することが可能となる。

【0076】

更に、個体認証情報が、文書情報と同一の様式に変換して文書情報に付与されるため、ネットワークプリンタ1側の処理が簡略化される。

【0077】

加えて、指紋情報が文書情報の前のページに付与されるため、ネットワークプリンタ1側での個体認証情報の判定処理が速やかに行われると共に、個体認証情報が付与された文書であるか否かの識別処理（第1形式の文書情報であるか第2形式の文書情報であるかの識別処理）が、速やかに行われる。

【0078】

また、文書情報と個体認証情報とを判別可能とするPJLコマンドが付与されるため、ネットワークプリンタ1側ではPJLコマンドに基づいて文書情報と指紋情報を容易に判別することが可能となる。

【0079】

なお、本発明は、上記実施形態に限定されるものではなく、以下の形態でもよい。
(A) 本実施形態においては、個人認証情報が指紋情報である場合について説明したが、これに限らず、例えば、網膜、虹彩、声紋等の生体情報であってもよい。個人認証情報の種類によって、セキュリティのレベルが変化するため、適当な個人認証情報を選択すれば所望するセキュリティレベルを実現できる。

【0080】

(B) 本実施形態においては、画像形成装置がネットワークプリンタ1である場合について説明したが、プリント機能を有する複合機であってもよい。

【0081】

10

20

30

40

50

(C) 本実施形態においては、クライアント端末装置2が、ネットワークプリンタ1のドライバをインストールする際に、指紋情報を取得し、指紋記憶部212aに格納する場合について説明したが、その他のタイミングで指紋情報を取得し、指紋記憶部212aに格納する形態でもよい。例えば、クライアント端末装置2が、所定のユーザに割り当てられた際に指紋情報を取得し、指紋記憶部212aに格納する形態でもよい。この場合には、クライアント端末装置2が所定のユーザに割り当てられた際に指紋読取部215を接続し、指紋情報が指紋記憶部212aに格納された後は、指紋読取部215が不要となるため、クライアント端末装置2が簡略化される。

【0082】

(D) 本実施形態においては、クライアント端末装置2が、指紋読取部215を備える場合について説明したが、指紋情報が予め他の装置（例えば、ネットワークプリンタ1）で読み取られて、CD等の記録媒体に格納されており、所定のタイミングで指紋記憶部212aに格納する形態でもよい。この場合には、クライアント端末装置2が、指紋読取部215を備える必要がないため、クライアント端末装置2が簡略化される。

10

【図面の簡単な説明】

【0083】

【図1】本発明に係るネットワークプリンタの一例を示す構成図である。

【図2】本発明に係るクライアント端末装置の一例を示す構成図である。

【図3】本発明に係るネットワークプリンタの主要部の一例を示す機能構成図である。

20

【図4】本発明に係るクライアント端末装置の主要部の一例を示す機能構成図である。

【図5】クライアント端末装置の動作の一例を説明するフローチャートである。

【図6】ネットワークプリンタの動作の一例を説明するフローチャートである。

【符号の説明】

【0084】

1 ネットワークプリンタ（画像形成装置）

1 1 1 C P U

1 1 1 a 文書受付部（文書受付手段）

1 1 1 b 指紋取得部（認証取得手段）

1 1 1 c 判定部（判定手段）

1 1 1 d 許可部（許可手段）

30

1 1 2 R A M

1 1 2 a 文書記憶部

1 1 2 b 指紋記憶部

2 クライアント端末装置

2 1 1 C P U

2 1 1 a 指紋取得部（認証取得手段）

2 1 1 b 文書生成部（文書生成手段）

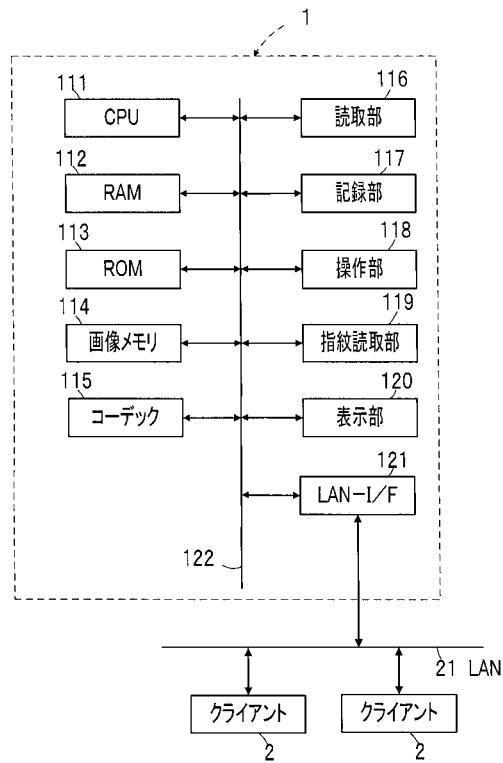
2 1 1 c 文書送信部（文書送信手段）

2 1 2 R A M

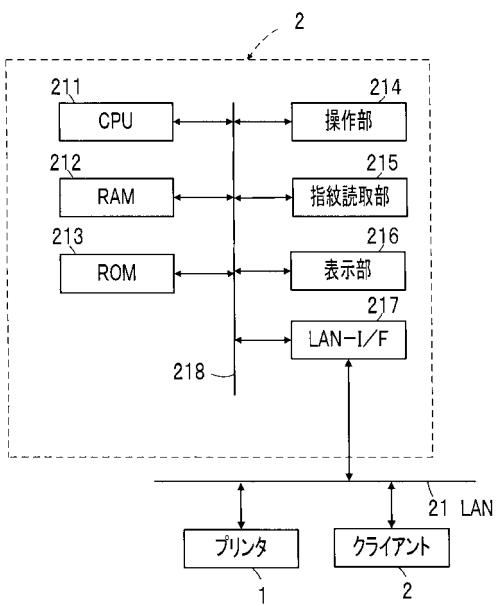
40

2 1 2 a 指紋記憶部（認証記憶手段）

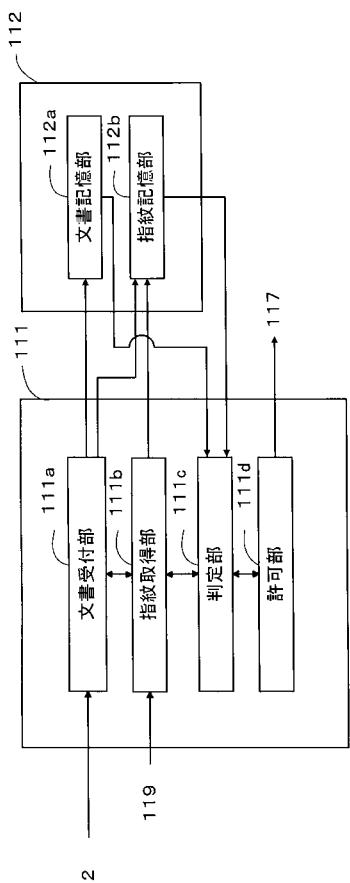
【図1】



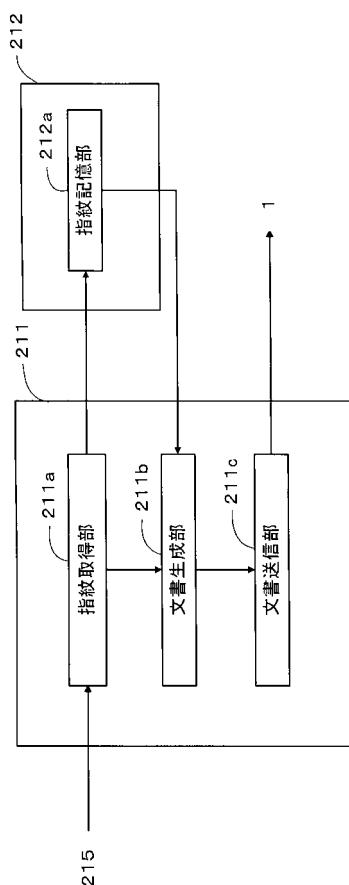
【図2】



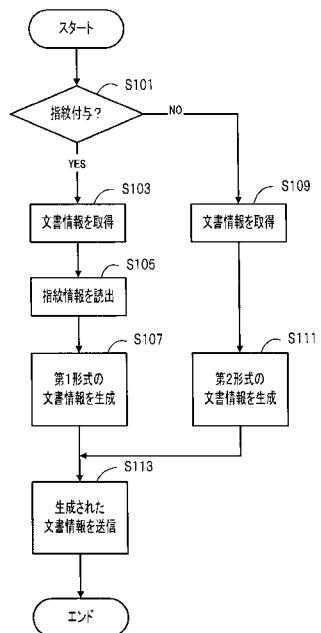
【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

